

## 第1編 知的財産政策の概観

## 第1章 多省庁会議体を通じた政府レベルでの知的財産政策の樹立

### 第1節 概観

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 チョン・イルナム

知的財産が企業の成敗を左右する知的財産基盤時代が到来し、技術革新で導き出される知的財産権が経済成長の中核エンジンとして作用することになったことで、主要国及びグローバル企業は政府レベルでの国家知的財産推進戦略を樹立して優秀特許を確保するために熾烈な競争を繰り広げている。

特許庁は知的財産政策が政府レベルで推進できるよう、政策環境を整えると共に、省庁間のシナジー効果を出すため国家知識財産委員会<sup>1</sup>、経済関係長官会議<sup>2</sup>、国家科学技術審議会<sup>3</sup>、国家科学技術諮問委員会<sup>4</sup>などに主要知的財産政策を樹立・報告しており、2014年には2013年の15件に比べて約50%増加した22件の案件を上程した。

特許庁は知的財産に基づく創造経済の実現に向けて、国民の創意的なアイデアが知的財産として迅速かつ正確に権利化され、韓国企業が知的財産を武器に世界市場で堅調に成長できるよう、政府レベルでの知的財産政策を樹立・推進する予定である。

---

<sup>1</sup> 知的財産強国の実現に向けた国家戦略の樹立、関連政策の審議・調整・点検など知的財産分野のコントロール・タワー役割を果たす大統領所属機関

<sup>2</sup> 政府の経済政策を総括調整する機関であり、経済動向を総合的に点検して分野別経済政策の方向を設定するなど経済運営全般に関する内容を審議する機関

<sup>3</sup> 科学技術振興のための主要政策・基本計画の樹立及び調整、科学技術の革新及び産業化と関連する人材政策・技術革新政策に対する調整、研究開発計画及び事業に対する調整、研究開発予算の運営などに関する事項を審議する機関

<sup>4</sup> 韓国の教育・人材政策及び科学技術分野の中長期政策方向の設定及び主要政策に対して大統領諮問機能を果たす機関

## 第2節 国家特許審査競争力の強化方策

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨン

### 1. 推進背景及び概要

知的財産は創意的なアイデアが保護・活用される流通過程において新しい想像力を促進する創造経済の核心要素であり、創造経済の下では企業の迅速な投資決定、事業化の促進及び特許紛争予防などのためにアイデアの迅速・正確な権利化が求められる。

主要国の特許庁は知的財産の早期権利化及び高品質の審査に向けた中長期戦略を樹立し、特許審査官の増員などを通じて審査能力の強化を図っている。

韓国の特許審査処理期間は2013年基準で13.2カ月と世界最高レベルではあるものの、審査官1人当たり実質審査処理件数は228件(2012年基準)と日本の1.4倍、米国の3.2倍、中国の4.2倍、ヨーロッパの5.1倍であるため、過剰な審査処理件数によって審査品質に対する懸念が提起されている状況である。

そこで、世界最高レベルの迅速・正確な特許審査行政サービスを提供することで高品質の特許創出環境を構築して対外競争力を強化し、将来市場を先取りして創造経済を牽引するためには審査官1人当たり審査処理件数を競争相手国の水準まで適正化するなど国家レベルでの特許審査競争力強化方策が求められる。

### 2. 主要内容

#### イ. 特許審査能力の強化

審査処理期間の短縮及び審査品質の向上に向けて審査能力の拡充を図ったものの、依然として主要国に比べると不十分である。2012年基準で審査官数は813人で米国7,831人、日本1,713人、ヨーロッパ3,987人、中国6,559人に比べて大きく不足しており、

審査支援事業の予算もまた特許庁全体予算の6.9%である278億ウォンと日本の21.6% (2,761億ウォン)対比1/3水準であり、外部先行技術専門調査機関の人材も352人と日本の2,051人に比べて大きく不足しているのが現状である。

従って、主要競争相手国レベルの審査官1人当たり審査処理件数と実質処理件数の適正化を図るためには審査人材の増員及び審査支援事業の予算確保など審査能力の強化が切実に求められる。

特許庁は企画財政部及び行政自治部など関連省庁と持続的に協議を行い、段階的に2017年まで審査人材(計310名増員)及び予算(計140億ウォン)を確保し、審査官1人当たり審査処理件数を日本水準まで適正化し、審査官1人当たり実質負担処理件数を競争相手国(日本、米国)レベルまで適正化する計画である。

#### ロ. 特許審査支援事業の効率化

主要国に比べて過剰な審査官の業務負担を減らすため、1996年から審査支援事業を推進しているものの、軽減率は11.7%に過ぎずその効果は微々たるものである。

日本は1999年度に調査員が先行技術調査の他に特許審査における拒絶理由に対する該当事項を全て調査することで実質的な審査業務の軽減が可能な、いわゆる「審査協力型調査制度」を導入することで審査官の業務負担を33.5%減らし、調査員との実質的な協力関係を通じて審査品質を高めている。

特許庁は単純な先行技術調査業務だけを行う書面型調査を2014年90%から2017年20%まで縮小し、審査協力型調査を2014年10%から2017年80%まで徐々に拡大することで事業効率性を高めると同時に、事業遂行機関を単なるアウトソーシング機関から審査協力機関に改編し、調査員の実質審査能力を強化して調査員を補佐審査官水準に養成する計画である。また、事業遂行機関の独自検収体系及び品質評価体系を構築するなど事業運営及び管理方式を全面的に改善する計画である。

## ハ. 特許審査人材運営の先進化

審査は出願件数などの処理物量変動に適時対応するため人材運用の弾力性が求められるが、特許庁は唯一の中央責任運営機関であるにも関わらずそのような自律性は備えていないのが現状である。米国の場合、2011年に特許手数料の他会計・基金転出を禁止し、審査官の増員などのため特許長官が手数料を設定または調整できるよう特許法を改正した。

従って、特許庁は中央責任運営機関の組織・人材の運営自律性を与えるための「責任運営機関の設置・運営に関する法律」及び同施行令の改正協議を進めるなど、法令改正を通じた人材運営の自律性の確保などを推進する計画である。また、高級理工系人材であるにも関わらず育児などでキャリアが一時中断された高級理工系女性及び退職エンジニアなどに良質な雇用機会を与えるなど高級専門人材の審査官活用方策も設ける計画である。

また、現行の2等級特許業務手当体系を審査官等級制(4等級)と連携することで昇給誘因向上による自発的な審査専門性の向上を図ると共に、関連省庁との協議の下で特殊職務手当(17種)のうち最長期間(26年)凍結されてきた手当支給額を現状に適した水準に変えることで審査専門性中心手当運用の際に実効性を高めるなど、特許業務手当システムの改善を行政自治部及び企画財政部など関連省庁との協議の下で審査専門性を高めていく計画である。

## 二. 品質中心の特許政策の推進

嘗ては品質よりは審査処理期間の短縮を優先する政策に力を傾けた結果、審査官1人当たりの審査負担が過剰に増え審査品質の低下が懸念された。また、取消差戻し及び無効件の分析結果に対するフィードバックシステムの不在と審査官の高品質特許獲得支援が評価できるシステムが不十分であった。

従って、出願人－審査官間のコミュニケーション拡大を通じて高品質特許の創出を

誘導し、出願発明の内容、拒絶理由などに関して出願人－審査官間の面談を活性化することで強い特許創出を支援し、特許可能性などを考慮して請求範囲の補正方向を提示するなど高品質特許創出に向けたポジティブ審査を本格的に実施する計画である。

また、一つの製品及び技術群に関連する複数の産業財産権出願を同時に審査することで企業戦略による知的財産権の包括的な権利獲得を支援する一括審査対象として選定された出願は出願人が希望する時期にまとめて審査することで審査の一貫性及び効率性を図る計画である。

技術融・複合化の流れ、審査経歴を考慮した審査官専門教育を強化し、審査官が高品質の特許審査を行って審査効率性を高められるよう審査官専門教育及び先行技術検索最適化の基盤作りに取り組む計画である。

また、積極的な審査を通じて出願人の権利保護に貢献した部分に対して加点を与えるポジティブ評価方式に評価制度を改善するなど、強い特許獲得支援が評価できる審査品質管理体系を改善し、取消・差戻し・無効となった出願の原因分析を通じて補完策を講じる計画である。

### 3. 期待効果

世界最高水準の迅速・正確な特許審査サービスを提供することで強い特許創出の環境を構築し、不良特許の登録を防止して無分別な特許紛争を防ぎ、不必要な特許紛争による社会的・経済的な損失を減らすなど、特許審査行政サービスの高度化を通じて国家特許競争力の強化が期待される。

### 4. 後続措置及び今後の計画

2015年にはタイムフレキシブル制度を選んだ公務員5人を含む25人の審査人材を増員することを確定し、以後にも専門任期制公務員20人余りの追加増員に対して行政自

治部と協議を進めている。また、審査支援事業の予算42.5億ウォンを増額し、中央責任運営機関の組織及び人材運営に関する自律性を与える方策を協議するなど審査能力の強化に向けて企画財政部及び行政自治部と持続的に協議を進めていく計画である。

審査協力型調査の拡大による特許審査業務の円滑な支援のために 2014 年 7 月韓国特許情報院(特許情報振興センター)を大田に 1 次移転(150 人余り)し、2017 年までは大田への移転を完了するなど特許審査支援事業の効率化方策を持続的に推進する計画である。

強い特許を創出するためのポジティブ審査及び企業の事業化を促進するための一括審査サービスを本格的に実施し、補正案の拒絶理由解消可否と補正方向を公式審査の前に提示する「補正案レビュー」制度の導入、公式審査に先立って審査を先行する予備審査対象の拡大、一括審査対象の拡大などを含む特許審査 3.0 の推進など品質中心の特許政策もまた持続的に推進する計画である。

### 第3節 損害賠償制度の先進化方策

産業財産保護局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

#### 1. 推進背景及び概要

最近世界経済は「産業経済」、「知識経済」から想像力及び創意性、科学技術を基に経済的な付加価値を創り出す「創造経済(Creative Economy)」にシフトしつつある。創造経済の鍵は創意的なアイデア及び技術革新を通じた強力な知的財産(IP)を保有することである。そのためには産業発展の根幹を成す特許制度が企業の技術開発を誘因する強力なエンジンとして機能できるよう先進化することが求められる。現状のように特許権侵害による損害賠償額が米国のような先進国の1/6水準に止まって悪意的な侵害行為が防げない限り、発明を保護・奨励してその利用を促すことで産業発展に貢献することを目的とする特許法の立法趣旨は遙遠なものにならざるを得ない。そこで、特許庁は特許権侵害に対する損害賠償額の先進化方策を講じ、2014年12月国家知識財産委員会に「特許侵害損害賠償制度の改善方策」を案件として上程し、関係省庁のコンセンサスを得ることで創造経済の実現に向けた制度作りに取り掛かっている。

#### 2. 主要内容、

「特許侵害損害賠償制度の改善方策」に含まれた主要改善策は以下の表で見られるように、正当な損害賠償体系の構築、特許権の悪意的な侵害の抑制、特許権者の立証負担の緩和及び裁判上営業秘密の流出防止という四つの範疇に分類できる。

正当な損害賠償体系を構築するための具体的な改正事項は実施料賠償の適正化、軽過失侵害者に対する損害賠償額減輕規定の削除及び損害額算定のための計算鑑定人制度の導入である。現行の実施料賠償規定は特許発明の実施に対して「通常」受け取れる金額を損害賠償額として請求できるようにしている。それによって裁判所では過去実施料契約の先例がある場合原則としてそれを適用するようにしているため、先例の



ない新技術の場合は金額の算定が困難で低い金額に算定される傾向があった。それを改善するために「通常」という部分を削除する。

＜表 I - 1 - 1＞特許侵害損害賠償制度の改善方策

| 重点推進課題         | 細部改善課題            | 具体的な改善内容                                  |
|----------------|-------------------|---|
| 正当な損害填補        | ①実施料賠償規定の改善       | 「通常」実施料賠償から「通常」を削除                        |
|                | ②計算鑑定人制度の導入       | 当事者の鑑定人に対する説明義務新設                         |
|                | ③賠償額減輕規定の削除       | 軽過失侵害者の賠償額減輕規定の廃止                         |
| 悪意的な特許権侵害の事前抑制 | ①増額賠償の新設          | 故意や重過失による特許権侵害の際、実損害として算定された損害賠償責任を認める    |
| 特許権侵害の立証負担緩和   | ①被告実施行為の提示義務      | 被告の具体的な実施行為態様の提示を義務付ける                    |
|                | ②証拠提出拒否事由の最小化     | 損害額の算定または侵害立証判断に必ず必要な場合、営業秘密であっても提出を義務付ける |
|                | ③証拠提出命令に応じない場合に制裁 | 証拠提出命令に応じない場合、主張事実を真実として看做す(裁量)           |
| 裁判上の営業秘密流出の防止  | ①秘密審理手続きの導入       | 証拠提出拒否事由を主張する場合、該当可否を判断するため裁判官のみ資料閲覧が可能   |
|                | ②閲覧範囲または閲覧者の制限    | 提出された証拠が営業秘密である場合、閲覧範囲または閲覧者を制限           |

また、故意や重過失による侵害でない場合損害賠償額を減軽できる規定があるが、それは一般不法行為に対する損害賠償額の鑑定規定よりも特許権者により不利に減軽要件が緩和されたもので、特許法の立法趣旨に反するものであることから正当な賠償額算定の趣旨に符合するように削除することにした。また、正確な損害額を算定するために鑑定を命ずる場合にも当事者には関連資料に対する説明義務がないため算定が難しい場合があるため、この問題を解決するため、必要な場合は当事者に鑑定人に説明することを義務付ける規定を新設する。

これまで特許権侵害に対する損害賠償額が少なく侵害立証が困難であったため特許権侵害を助長する懸念があるとの指摘が多かった。実際そのような理由で他人の特許権を侵害する事実を認知しているものの不法行為を犯す事例が多かった。更に、特許権侵害者に対する起訴率は約 5.1% (2006～2012) で一般刑事法に対する起訴率 (40.6%) に比べて非常に低い水準であるため、悪意的な特許権侵害を効果的に抑制して特許権の実効的な保護を図るためには強力な制裁が必要である。そこで、故意や重過失によって特許権を侵害する場合、実損害として算定された金額の最大 3 倍範囲内で損害賠償額を加重して負担させる増額賠償制度を新設する。

次に、特許権者の立証負担を減らすため、原告が提示した被告の具体的な侵害行為態様を被告が単純に否認できないようにすることで効果的な立証ができるよう改善を図る。また、証拠提出命令に対して提出対象である資料が損害額の算定や侵害の立証のために必ず必要な場合は単に営業秘密という理由だけでは提出を拒否することができないようにすることで、効果的な立証を図る。

一方、このような証拠提出命令の強化を通じて不当に営業秘密が流出する事例がないように秘密審理手続きと営業秘密資料に対する閲覧制限制度を新設する一方、秘密維持命令の対象を拡大する。更に、証拠提出命令にも関わらず当事者がそれに応じない場合、提出命令申請者の要証事実を真実として看做せる裁量規定を新設することで裁判所の証拠提出命令の実効性を高めると同時に当事者の証拠提出に対する協力義務を事実上強化する。

### 3. 評価及び発展方向

以上のような特許侵害損害賠償改善方策を講じることで立法推進の基本方向を定め、これに基づいて 2015 年には立法を推進する予定である。

## 第4節 K-ブランド保護総合対策

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 技術書記官 イ・ウォンジェ

### 1. 推進背景及び概要

中国・ASEAN 地域との貿易が活発になると共に企業の進出も増え、衣類、化粧品、電子、部品など全産業にわたって韓国ブランド(K-BRAND)の侵害被害が深刻になっている。特に、最近ブームとなっている韓流と共に韓・中、韓・ベトナム FTA の妥結などで貿易増加と企業進出が更に活発になると見られ、現地における K-ブランドの侵害被害もまたより大きくなると見られる。

このようなブランド侵害被害に適切に対応できなければ、直接的には該当企業の被害はもちろん、韓国全体から見ても海外市場におけるシェアの下落、輸出減少など経済的な損失だけでなく中・長期的に韓国ブランドの信頼度や国家イメージが損なわれる可能性もある。

そこで、特許庁は海外現地における K-ブランドの権利確保を通じた紛争予防と体系的な紛争対応体系を構築することで韓国企業の国際競争力を強化することを目的として、2014年12月国家知識財産委員会が関連省庁合同で樹立した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表した。

### 2. 主要内容

#### イ. K-ブランドを保護するための総合支援体系を構築

##### 1) 広報及び現地における権利の確保

KOTRA・貿易協会など輸出関係機関との協力の下で進出企業を対象に「先に商標を確保すること」の重要性に対して広報を強化し、中小・中堅企業を対象に商標出願支

援を拡大することで海外進出企業が安定的に事業基盤が構築できるようにする計画である。

## 2) 海外商標ブローカーへの対応

中国など海外商標ブローカーの現状を調査し、把握された悪意的な商標ブローカーに対しては出願・登録情報などを周期的にモニタリングして関連企業に提供することで被害が拡散すること防ぎ、商標侵害に対する対応が必要な企業に対しては紛争対応コンサルティングなどを通じた侵害救済支援ができる体系を構築した。

## 3) 海外模倣品に対応できる総合支援

韓国知識財産保護協会内の「知的財産権紛争対応センター」の機能を拡大・改編し、国内で中国商標の相談、商標検索サービスを提供し、現地での商標無断先登録など企業被害事例受付を通じたワンストップ企業支援体系を構築した。

### ロ. 海外模倣品取締りの強化

#### 1) 産業密着型取締りの支援

製品の特性に詳しい産業団体が直接会員企業を対象に侵害調査など模倣品取締り支援を行うことで産業別特性に適した現場執行力を強化した。特に、2015年度には海外でブランド侵害被害が多い産業団体(電子、衣類、化粧品、食品、フランチャイズ協会)を優先的に支援する計画である。

#### 2) 海外拠点の機能強化

海外知識財産センター(IP-DESK)の侵害調査費用及び支援回数も上方修正すると共に、海外オンライン模倣品流通実態などを調査して企業に提供する「オンライン侵害調

「IPモニタリングサービス」も新しく提供するなど海外現地でのオン・オフライン侵害監視機能を強化した。

#### ハ．外国税関の協力を通じた模倣品水際措置の強化

##### 1) 税関の知的財産権登録支援

模倣品の現地税関における取締りに必須的な税関知的財産権登録に対する企業支援を拡大し、税関取締り専門法律事務所プールの構築及び税関取締りマニュアルの制作などを通じて模倣品の水際措置を強化する計画である。

##### 2) K-ブランドの保護環境作り

現地の取締り公務員を対象に K-ブランドの説明と模倣品識別要領を教育する「K-ブランド説明会」を拡大して開催すると共に企業の積極的な参加も働きかけることで、現地税関取締りの実効性を高めていく計画である。また、中国・ベトナムなど現地税関との相互協力を通じて韓流ブランド保護に対する友好的な環境を整え、それに向けた韓国「特許庁 - 関税庁政策協議会」を構成して共同対応することを決めた。

#### 二．K-ブランド保護に向けた官・民及び国際協力の強化

##### 1) 官民協力体系の構築

国家知識財産委員会内の「知的財産権保護政策協議会」を通じて政府、輸出関係機関及び業界が共に参加して政府レベルで海外でのブランド保護の方向を議論するなど、民間の意見と経験を政策に反映し、企業・産業間の協力を図る協力体系を構築していく計画である。

##### 2) 国際協力の強化

韓・中貿易協力協議会、韓・中商標庁長会談など韓・中協議チャンネルを通じたブランド保護協力体系を構築し、FTA 交渉時の紛争解決のための知的財産権委員会を構成するなど国際協力を通じた友好的な環境作りに取り組む計画である。

### 3. 評価及び発展方向

「K-ブランド保護総合対策」は韓・中 FTA の妥結によって貿易量及び企業の進出が急増すると見込まれる時点で K-ブランドを保護するための政府レベルの紛争予防及び対応体系を迅速に樹立して推進したことに意味がある。

また、2014 年末まで韓国知識財産保護協会内の知識財産権紛争対応センターの「K-ブランド相談」が開始され、衣類・化粧品など 5 つ産業団体のワークショップが開催された。また、2015 年からは IP-DESK で中小・中堅企業を対象に出願及びオン・オフライン侵害調査を拡大・支援する計画である。

今後特許庁は中国・ASEAN 地域の現地政府との協力を通じて現地取締り公務員を対象に「K-ブランド説明会」及び国内研修などを積極的に推進することで現地で韓国ブランド模倣品の取締りが効果的に行われるように支援する計画である。また、企業が海外に進出する前に現地商標を確保して紛争を予防し、ブランド侵害が発生した際にも迅速に対応できるよう多角的な努力を傾けていく予定である。

## 第5節 アイデア創業コンテストの効果を高めるための方策

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 チン・ジェヨン

### 1. 推進背景及び概要

各種のアイデア・コンテストが開催され良いアイデアが発掘されてはいるものの、相当数のコンテストは一つのイベントとして行われたため優秀受賞作に対する知的財産権化・事業化など事後の活用が不十分であった。

また、各コンテストの出品作は主管機関が個別的に管理するために他コンテスト出品作に対する検索が難しく、重複受賞の問題や賞金だけを狙うチェリー・ピッカー(CHERRY PICKER)の発生に対する懸念も提起された。

そこで特許庁は関係省庁と協力してコンテスト受賞作に対する知的財産権化、事業化を支援し、コンテストのアイデアに対する統合 DB を構築してアイデアを保護及び活用する基盤を構築した。

### 2. 主要内容

特許庁、未来部などはコンテストの受賞作を対象に事業性、技術性などを総合評価して支援対象を選定し、弁理士と技術専門家、デザイン専門家などの専門家とアイデア提案者が共同参加した中でアイデアを発展させる過程を経て知的財産権化を支援する。

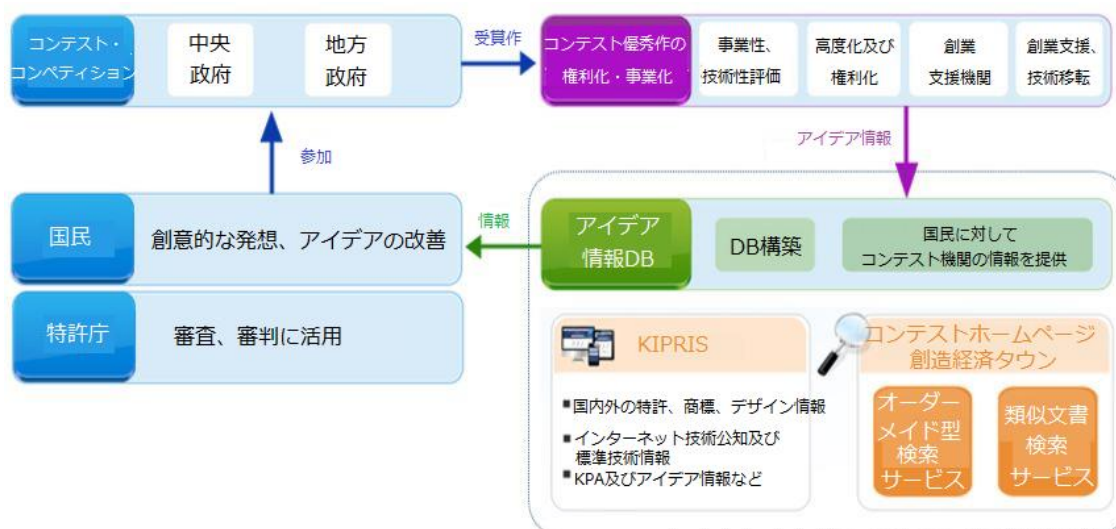
創業を希望する受賞作アイデア提案者に対しては中小企業庁の創業オーダーメイド型事業と未来部のベンチャー1 世代メンタリングセンター、未来グローバル創業支援センターなどを通じて創業教育及びメンタリング、創業資金の支援、アクセラレーター連携など創業と成長を支援する。



技術移転を希望する件に対しては知的財産取引情報システム、韓国知識財産評価取引センターなどの技術仲介相談官を活用して技術移転を支援する。

一方、特許庁はアイデアコンテストの過去受賞作など公開可能なデータを段階的にDB化し、新規アイデアのDBを構築するために中央省庁・自治体と協力するなど個別管理されているコンテストアイデアに対する統合DBを構築すると共に、アイデアの活用を拡大するために創造経済タウンと特許情報ネット KIPRIS に検索サービスを提供することにした。

<図 I-1-1> 創意的なアイデアの活用体系図



### 3. 評価及び発展方向

コンテストで選ばれた優秀なアイデアに対する知的財産基盤の創業支援体系を通じて事業化成功モデルの拡散に貢献し、国民個々人の価値あるアイデアが死蔵されることがなく保護されながら正当な補償が与えられる創造経済文化の定着を図る。

また、一般国民は構築されたアイデアDBを通じて公開情報を活用し新たな価値を創り出し、コンテストに類似するアイデアを提出することを未然に防ぐことができる。また、コンテスト主催機関はアイデア評価に活用して審査過程の改善に利用できる。

省庁間の協力を通じてコンテスト優秀アイデアに対する事業化モデルを構築し、2015年には地域知識財産センターの「IP 創造 Zone」、創造経済革新センターなどを通じてアイデアの権利化・事業化を支援し、知的財産基盤の創業支援体系を地域に拡散させていく計画である。

## 第6節 模倣品の流通シャットアウト総合対策

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

### 1. 推進背景及び概要

模倣品は企業の売上低下などの被害を招くだけでなく国家イメージにもマイナスとなっている。また、模倣品は様々なルートを通じて流通するだけでなくオンライン上でも流通が拡大しつつある。海外から流入する模倣品は主に中国で製造され韓国に搬入され、海外からの直接購入、並行輸入など流入経路も多様化している。オンライン上で流通する模倣品は海外にサーバーを置いたり、通信販売許可番号、金融情報などを虚偽記載して販売・流通している。また、模倣品は品質が粗悪であるため、国民の健康と安全にも致命的な危険要素となっている。

しかし、国民の模倣品に対する問題意識は高まっているものの模倣品購入の経験は増えるなど模倣品根絶に向けた実践意志は依然として不十分である。また、最近の模倣品流通の形態は全国的な流通ネットワークを通じて支部組織の形態で販売されているため、執行機関の個別的な取締りだけでは模倣品業者の取締りには限界がある。

### 2. 主要内容

#### イ. 模倣品の海外流入シャットアウト措置の拡大

海外で発生する模倣品流入に対する水際措置及び事前予防の強化のため、関税庁は模倣品として疑われる場合 IPIMS(模倣品自動摘発システム)を通じて搬入と同時に即時商標権者に通知し、侵害事実の確認など迅速な通関保留措置を強化した。また、外交部は韓・中知的財産権二国間協議で国内主要ブランドの保護を優先議題として定め、国内の有名自動車部品、衣類、食品ブランドに対する模倣品の国内流入を事前にシャットアウトするために取り組んだ。

## ロ. 政府レベルでの取締り体系の構築

個別的な捜査取締りの限界を克服すると共に関係機関間の協力に基づく総合的な捜査を通じて取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶に向けた年間実行計画を樹立した。また、検察庁は同種の前歴のある侵害事犯に対しては原則として懲役刑を求刑して侵害常習犯の再犯を防止し、警察庁は各地域別の模倣頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模製造事犯などの海外逃亡時の国際捜査協力を強化した。関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の違法な模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は大規模な製造・流通事犯事件を中心とする専門的な企画捜査を強化した。

## ハ. 取締り公務員の捜査能力の強化

模倣品取締り公務員に取締り業務に必要な模倣品識別要領・捜査技法などの教育強化及び知的財産権侵害事犯取締り有功分野の政府褒賞を通じて模倣品取締り公務員の士気を高めた。

## 二. 知的財産権尊重文化の拡散

関係省庁(文体部・関税庁)、自治体、市民団体などと連携して政府レベルでの知的財産尊重文化の拡散に向け、模倣品が安全と生命に与える弊害、企業破産、雇用減少など公益広告を通じて消費者の警戒心を高めると同時に、模倣品根絶意識を高めるための「偽物 OUT・本物 OK」、1万家族リレーキャンペーンを通じて政府レベルでの合同キャンペーンを展開する。また、全国小・中・高校生を対象に「偽物によって生活の中で感じたこと」に対する作文コンテストを開催することで青少年の遵法意識を高めると同時に、「模倣品の実態、被害、改善策」などをテーマにした主要日刊紙の寄稿文・報告記事などを通じて韓国社会の知的財産権尊重文化の拡散に取り組んだ。

## ホ. 模倣品根絶意識関連の教育強化

青少年・大学生・教員及び消費者に多様な教育・学習プログラムを提供して知的財産保護意識の確立及び実践を誘導するため、学校の現場では知的財産権保護教育を通じた社会倫理意識を高め、大学では既存の特許講座の他に知的財産権保護と侵害関連教育を拡大することで大学生の知的財産権保護教育を強化した。学校で指導教育が円滑に行われるように教員研修機関、発明教師教育センターに職務研修プログラムを支援し、一般消費者を対象に知的財産保護文化講座、地域生涯教育院、区役所市民講座など分かり易い教育を通じて消費者教育を強化する。また、消費者の安全及び権益増進に向けた韓国消費者院との協業を通じて模倣品の根絶及び実践キャンペーンの展開を強化した。

### 3. 評価及び発展方向

国家知識財産委員会の主管で模倣品流通の根絶に向けた課題別の細部履行計画を樹立・推進し、各関係省庁は毎年推進状況を国家知識財産委員会に報告することで、政府レベルで模倣品流通根絶を履行できる基盤を整えた。

政府レベルでの取締執行力を強化し、海外から流入するオンライン模倣品及び海外直接購入に対して関係機関は更に取締りを強化していく計画である。そして、同種の前歴のある模倣品事犯に対しては原則として懲役刑を求刑することで常習犯に対して処罰を強化する計画である。

オンライン通報センターを通じて模倣品通報の受付・処理・結果通知など段階別の業務処理能力を高めることで模倣品通報者の満足度を高めていく計画である。

知的財産尊重文化の拡散のために公正取引委員会、貿易委員会などとの連携を強化して消費者安全教育及び不公正貿易防止などを政府レベルで持続的に推進していく計画である。

## 第7節 韓国企業の営業秘密保護方策

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 ピョン・サンユン

### 1. 推進背景及び概要

最近の「Kolon-DuPont 間の営業秘密侵害紛争」などで韓国のみならず米国、日本、EU など全世界的に営業秘密保護に対する関心が高まっている。また、製造・サービス・研究開発活動のグローバル化傾向によって企業の知的財産権管理戦略としても営業秘密保護の重要性が改めて注目されている。

一方、検察庁によれば国内技術流出事件が 2007 年 191 件から 2012 年 448 件へと 2 倍以上増加するなど、日増しに韓国企業の営業秘密流出事例及び被害が増えつつあり、企業の成長はもちろん国家経済への悪影響も懸念されている。

そこで、韓国企業の技術が流出することを防止すると共に営業秘密が知的財産として正当に保護される基盤を整えることが求められることを受け、特許庁は産業部、中小企業庁、国家情報院、警察庁など関係省庁と合同で「創造経済基盤強化に向けた韓国企業の営業秘密保護方策」を設け、第 18 回経済関係長官会議(2014. 5. 21)に上程・確定した。

### 2. 主要内容

営業秘密を保護するための今回の対策は法・制度の改善、流出予防一対応状況別のオーダーメイド型企业支援、保護文化拡散への取り組み、関係機関間の協業体系の構築など多角的な方面から講じられた総合対策として主な内容は以下のとおりである。

#### イ. 営業秘密保護関連の法・制度の改善

営業秘密訴訟の際に原告の立証負担を緩和し、低い損害賠償額を現状に適した水準に戻すだけでなく、裁判過程の中で営業秘密が流出することを防ぐための非公開審理制度を導入することを決めた。

訴訟では基本的に原告が被告の営業秘密流出事実を立証しなければならないが、営業秘密の特性上被告の具体的な営業秘密流出侵害の行為を原告が正確に把握することは極めて困難である。そのことを踏まえて被告が流出行為を否定する場合、自分の具体的な実施行為を明示させる義務規定を導入することで原告の立証負担を減らす計画である。

損害賠償の場合も営業秘密の流出による実際の損害額または侵害者の利益額に比べて損害賠償額が低いため、被害者の救済手段としては多少不十分であった。「韓国企業の営業秘密流出被害の実態調査報告書」（2013年、特許庁）によれば営業秘密訴訟で引用された損害賠償額は平均2.4億ウォンで請求金額の平均13億ウォンの18.5%に過ぎないことが分かった。

このような点を改善すべく損害額の算定と関連して鑑定人制度を導入し、証拠提出の範囲を「損害算定関連資料」から「侵害行為立証関連資料」まで拡大することで、侵害行為がより簡単に立証できるよう取り図る計画である。

同時に、裁判過程で営業秘密が流出することを防ぐため、裁判所の決定で審理を非公開に進めることができる非公開審理制度も導入する予定である。

このような法・制度改善方策を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に反映するため特許庁は2014年6月から10月まで学会・法曹界・産業界の専門家で構成された「産業財産政策制度分科委員会」を運営して改正案を設け、2015年には法律改正を推進する予定である。

ロ．営業秘密流出の予防・対応状況別のオーダーメイド型支援プログラムの整備

営業秘密の流出を事前に予防するため、中小企業庁は企業の核心技術及び営業秘密寄託金庫を拡大するなど技術寄託制度を活性し、特許庁は営業秘密標準管理システムの機能を改善して中小企業のサーバー購入費用負担を解消するなど営業秘密保護インフラを強化することにした。

同時に、産業部、中小企業庁、国家情報院など関係機関と共に「営業秘密保護ガイド」など営業秘密を管理するための具体的な情報を企業側に提供し、企業のセキュリティー実態の診断・コンサルティング、教育、営業秘密保護制度説明会などを持続的に拡大することを決めた。

営業秘密流出時の企業の対応能力を高めるため、技術流出関連の各種相談センター<sup>5</sup>に届出が出された事件の類型によって国家情報院、警察庁、公正取引委員会、貿易委員会などと協力して措置できるようにすると共に、迅速な早期対応に向けて営業秘密保護センター内の弁護士を通じたコンサルティング、民間弁護士中心の「営業秘密諮問団」の運営を通じた法律相談を支援する。

<図 I - 1 - 2> 受付・相談センターのコンサルティング支援策



特に、訴訟時の営業秘密保有事実に対する企業の立証負担を減らすため「原本証明サービス」の利用を拡大する。現行の単一原本証明機関を複数指定することで企業が原本証明サービスをより多く認知・活用できるよう取り計らう計画である。

<sup>5</sup> 国家情報院産業機密保護センター(111コールセンター)、特許庁営業秘密通報センター(1666-0521)、中小企業庁技術保護相談センター(042-481-8954)など



＜図 I -1-3＞ 原本証明サービスの概要



#### ハ. 営業秘密保護文化拡散に向けた取り組み

営業秘密は企業の CEO が必要性を認識した上で徹底的に保護しようとする意志があつてこそ上手く管理できる。そこで、特許庁と中小企業庁などは CEO 経営革新課程、各種 CEO フォーラムと連携して営業秘密保護制度と保護方法を知らせるなど教育と広報を強化することにした。

また、地域企業の営業秘密保護意識を高めるため地域説明会を拡大し、企業関連の協会及び団体を対象に教育を拡大していく計画である。

同時に、海外進出企業を対象に該当国家の制度に適した営業秘密管理コンサルティングを支援し、海外現地進出企業と関係省庁間の定期懇談会を通じて問題点の把握及び支援策を持続的に探し出す計画である。

#### 二. 関係省庁間の連携

企業の営業秘密保護に向けて産業部、中小企業庁、国家情報院、警察庁、貿易委員会などと協業体系を持続的に強化することにした。

省庁別の営業秘密流出予防支援事業を連携してワンストップ支援を推進し、国家情報院主管の「産業セキュリティー政策協議会」、関係機関合同ワークショップ、営業秘密流出企業と政府間の懇談会などを通じて営業秘密保護支援策を講じると共に、流

出事例に対する情報と現場で企業が直面する問題を共有することで営業秘密保護政策を持続的に改善していく計画である。

＜表 I-1-2＞支援事業の連携方策

| 区分   | 内容  |
|------|---|
| システム | -営業秘密標準管理システム(特許庁)+セキュリティーシステム構築支援(中小企業庁)<br>*中小企業庁費用支援対象に標準管理システムを含めて企業から要請があった場合費用を支援 |
| 診断   | -営業秘密関連診断(特許庁、無料)+諸事項診断(中小企業庁、政府 70%支援)<br>*営業秘密関連診断は営業秘密保護センターを活用してシナジー効果の獲得及び予算節減     |
| 教育   | -技術保護統合教育の実施:セキュリティー教育(産業部)+営業秘密教育(特許庁)   |

### 3. 評価及び発展方向

今回の「営業秘密保護方策」に含まれた課題は 2014 年 5 月から関係省庁間の協業を通じて早速実行されている。同方策を通じて営業秘密流出の被害を最小限に抑え、韓国企業の成長を牽引すると共に創造経済の実現に大きく貢献できることを期待する。

## 第8節 公共特許<sup>6</sup>の民間活用促進のための特許所有制度の改善策

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 パク・ヒョンス

### 1. 推進背景及び概要

これまで政府の研究開発(R&D)投資の拡大によって政府 R&D 特許出願件数が 2008 年 14,134 件から 2013 年 23,766 件へと 168%増加するなど特許の創出部分は多くの成果を挙げたものの、韓国公共研究機関の研究生産性(研究費対比技術料収入)が米国の 1/4 に過ぎず、未活用特許が 70%を占めるなど特許の活用部分は先進国に比べて極めて低いのが現状であった。

公共特許の活用が不十分であった原因としては、創り出される特許の質が高くないという点、実際国内で特許の価値が真面な評価を受けていない点の他に制度上の問題もある。研究現場と産業界からは政府 R&D から創り出された特許がより簡単に事業化できるよう知的財産権所有活用制度を改善してほしいという要請が持続的に寄せられてきた。

そこで特許庁は 2014 年関係省庁と合同で政府事業から創り出された特許の民間活用度を高めるため特許の所有制度を「政府所有」観点から「民間活用」中心に切り替えることを主な内容とする制度改善方策を講じ、経済関係長官会議(第 36 回、2014 年 11 月 19 日)で確定して制度改善に取り掛かっている。

### 2. 主要内容

イ. 知的財産の特許技術開発機関所有を拡大

1) 政府事業から創り出された特許の「開発機関所有」を許容

---

<sup>6</sup> 政府予算支援(政府R&D、政府発注事業など)事業の遂行過程で創り出された特許

過去契約例規では政府サービス契約で特許(実用新案、デザインを含む)が創り出される場合政府と開発機関が共同で特許が所有するようになっていたため、開発期間の創意的な努力に対する権益が侵害され、特許の活用が困難であった。また、特許帰属規定が「サービス契約」にのみ存在して物品製造契約などはないため、特許の所有関係が不明で特許紛争を引き起こす問題もあった。

そこで企画財政部は 2014 年末契約例規を改正してサービス契約は当事者間の協議を通じて特許の帰属主体、持分などを決めさせて開発機関が特許を所有できるようにし、同規定を物品購買(製造)契約にも拡大して適用した。但し、開発機関が特許を所有する場合政府(発注機関)に対する特許権の行使を制限し、国家安保・保安などと関連する場合には政府が特許を所有することにした。

## 2) 政府研究開発事業特許の「開発機関所有」原則の定立

これまで未来部、産業部など各政府省庁において政府研究開発の結果として知的財産権の帰属主体が相違したため、研究現場での混乱及び研究意欲の低下を招く原因となっていた。特に、実際研究開発を担当するものの主管研究機関でなかったために知的財産が所有できない産・学・研などから不満の声が高かった。

そこで「研究開発結果物の開発機関所有原則」を全省庁に拡大することを決め、未来部所管の「国家研究開発事業の管理などに関する規定」に特許に対する開発機関所有原則を反映(2014 年 8 月施行)した。以後政府研究開発特許に対する「開発機関所有原則」を各省庁の研究開発事業関連規定に反映中である。

## 3) 政府事業職務発明の参加企業の承継を明確化

企業などが政府事業に参加した場合職務発明を企業が承継したのか、従業員が保有しているのかが不明確であり、該当職務発明の所有権に対する紛争が発生する可能性が存在した。

そこで企業などが政府事業に参加する場合、「特許所有関係の明確化」のための規定（「研究成果機関所有の原則」の明示、職務発明譲渡規定など）を各省庁間の協約や契約関連規定に反映させた。

それによって、企業の立場からは政府事業で創り出された特許の所有権関係が明確になり、従業員の立場からは企業に譲渡した特許に対して正当な補償が受け取れるようになった。

#### ロ．公共機関所有特許の民間活用の強化

##### 1) 公共機関保有特許の民間移転要件の緩和

通常企業は特許商用化に向けた後続 R&D、設備などにかかる投資費用の回収、安定的な事業化投資のために専用実施や譲渡を希望するが、現行の法令は公共機関が保有する特許を民間に移転する場合は原則的に誰もが使用（通常実施許諾）できるように定めており、独占実施（専用実施）や譲渡は「通常実施需要がない場合」など限られた形でのみ許容される。そこで、公共機関の特許を事業化する上で投資した企業が投資資金を回収することが困難であり、公共機関の特許を事業化することを躊躇させる要因となった。

そこで公共特許の通常実施原則は維持するが、「専用実施及び売却」許容要件を緩和した。即ち、「通常実施需要がない場合」を「一定期間（例：技術開発以後 2 年）の間通常実施需要がない場合」に緩和し、「特許所有機関が技術移転・事業化のために必要性が認められた場合」にも専用実施及び売却を許容する方向で技術の移転及び事業化促進に関する法律施行令を改正することに合意し、所管省庁である産業通商資源部が法改正を取り掛かっている。

##### 2) 国防研究開発特許の民間活用の活性化

現在は国防研究開発の結果物を国家または国防科学研究所(国科研)だけが所有できるようにしているため、民間が積極的に国防研究開発に参加せず自律的な後続研究開発を阻害している。

そこで、国防研究開発に参加する開発機関が政府出捐研究所など非営利機関である場合国家または国防科学研究所と共同で特許が所有できるようにし、開発機関が企業など営利機関である場合は海外輸出の際に政府などに納付しなければならない技術料を減免もしくは免除する計画である。

### 3) 共有特許利用制限の改善

2014年特許庁の調査結果、公共(研)(大学)と企業が共同で所有する特許は2009年818件から2013年1,761件に増加し、累積件数としては10,040件に達した。しかし、共有特許の場合各共有者が第3者に利用(持分譲渡、実施許諾)させる場合は他の共有者全員の同意が求められるため、これは実施能力のない特許共有者(大学)であっても他の共有者(企業)の同意がなければ共有特許を利用して利益を出す道が塞がれてしまう問題を引き起こした。

そこで特許庁は大学などのように実施能力のない共有者が共有特許を活用できるように共有特許に対する活用要件を緩和して公平な利益創出機会を保障すべく特許法の改正に取り掛かっている。主な改正内容は他共有者の同意がなくても持分全体の譲渡と質権設定は可能になるよう持分全体譲渡と質権設定時の他共有者同意必要規定を削除することで大学など実施能力のない共有者に利益創出機会を与える。但し、持分活用方法のうち持分一部譲渡と通常実施権許諾は特許発明を合法的に実施できる主体の数が増えて他の持分権者の利益を害する懸念があるため現行のように共有者の同意必要規定を存置する計画であり、「私的自治の原則」によって別途契約があれば契約を優先適用する。

また、特許を共有する企業の実施事業を保護するため、分割請求禁止期間を契約で自由に決められるように特則規定を新設する計画である。現在は1回の契約で最大5

年までのみ分割禁止が可能であり、5年後更新不可時に分割(競売)による特許持分喪失の懸念がある。

共有特許利用制限の改善を通じて大学など実施能力のない者は質権設定を通じて事業化資金を調達したり持分全体譲渡を通じて利益を出すことができ、企業など実施事業者は必要な期間だけ代金分割請求を禁止する約定の締結で実施事業を充実に保護することができる。2015年2月現在共有特許関連の特許法改正案は関係省庁に意見を求めているところであり、2015年6月国会提出及び年内改正を目標に取り組んでいる。

#### ハ. 知的財産権の帰属法体系の整備

##### 1) 特許所有・活用法令の統合情報提供及び整備

現在は特許など知的財産帰属規定があらゆる法律に散在していることから、適用法令が不明確であるだけでなく法令相互間の抵触可能性もあるため混乱を招きかねない。また、企業などが政府予算事業に参加する時、具体的な適用規定を把握することが困難であるという問題がある。

毎年特許の開発機関帰属拡散のために政府事業から創り出された特許の権利帰属に対する国内外の現状を調査・分析した結果を基に「開発機関の特許所有のための標準契約モデルの開発・普及」、「国内外の開発機関が特許を所有して事業化に成功した事例の発掘及び共有」などを通じて持続的に制度の改善を推進する計画である。

##### 2) 国際共同研究の知的財産帰属基準の構築

最近国家間の国際共同研究が増えているが、国際共同研究を推進するために必要な知的財産権の帰属・活用基準は不十分である。それによって国際共同研究を推進する上で混乱を引き起こし、研究の効率性も阻害するだけでなく、国内研究機関が契約の際に主導権を握れず不利な契約を結んでしまう事例も発生している状況である。


そこで未来部は国際共同研究の企画・選定・評価、成果帰属・管理・活用などに対する基準を「国家研究開発事業の管理などに関する規定」に反映し、特許庁は国家別に相異なる知的財産権制度を考慮し、主要国に対して知的財産権帰属関連の国際共同研究協約標準モデルを開発・普及している。2014年イギリス特許庁と共同で韓-イギリス共同研究協約標準モデルを開発したことに引き続き、2015年は独自予算で米国と中国に対して共同研究協約標準モデルを開発する予定である。

### 3. 評価及び発展方向

同改善策を通じて関連制度の改善が完了すれば実際技術を開発した企業や機関が特許を所有することになって産業界の研究開発意欲や企業の技術競争力が高まり、公共機関などが保有する特許が使われず眠ったままになることなく事業化され新しい産業と市場の創出に大きく貢献できると期待される。

＜表 I-1-3＞公共特許の民間での活用可能性の例示

| 政府使用        | 民間利用可能な技術       | 民間市場         |
|-------------|-----------------|--------------|
| 政府電子文書システム  | 起案・決裁・保管・日程管理   | 企業の文書管理システム  |
| 政府会計・購買システム | 予算・支出管理、発注・見積機能 | 企業会計・購買システム  |
| 兵器試験用太陽光技術  | 太陽光照明技術         | 植物農場、精神治療用照明 |
| 精密誘導兵器      | 音速で方向と速度補正      | 高速作動物体の動作制御  |

(政府)  (民間)

同時に、政府事業に参加する企業は「職務発明譲渡規定」などを備える必要があるため職務発明補償規定の導入率が高くなって従業員に対する正当な補償文化が広がると共に、企業が優秀な人材を確保する上でも貢献できると見られる。



特許庁は同改善策の履行に向け省庁間の協業を通じて各省庁公共特許の所有・活用法令の改正に取り組んでおり、今後も特許の活用を促進するための制度改善事項を持続的に発掘・改善していく計画である。

## 第9節 知的財産権の貿易収支統計の開発方策

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

### 1. 推進背景及び概要

韓国は知的財産分野の慢性的な貿易収支赤字国家としてこれに対する改善が持続的に求められている。2012年基準で知的財産権使用料の収支赤字は47億ドルであり、2013年にはその赤字規模が55億ドルを記録して知的財産権貿易収支赤字現象はより深刻になっている。技術貿易収支比(技術輸出/技術導入)もまた2013年基準で0.57とOECD平均の半分水準にも達しておらず、知的財産貿易収支の改善に向けた政策支援の重要性が益々高くなっている。

<図 I-1-4> 知的財産分野における貿易収支の動向



\* 出処：KIIP 深層分析報告書、「知的財産関連貿易統計の改善方策」、p. 1.

知的財産分野の貿易収支改善に向けた政府政策が実効性と具体性を担保するためには、赤字要因に対する精細な原因分析が求められる。そのためには信頼性及び客観性のある関連統計が構築されていなければならないが、現行の統計である知的財産権使用料収支(韓国銀行)と技術貿易収支(未来部)は国際基準に拘束されているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があった。

そこで、特許庁は既存知的財産関連の貿易収支統計と差別化した「知的財産権の貿易収支」を新規開発して関連サービスを提供するため、2014年5月韓国銀行とMOUを締結し、第11回国家知的財産委員会(2014.8.1)で「知的財産権貿易収支統計の開発方策」を確定した。

## 2. 主要内容

### イ. 新しい「知的財産権の貿易収支」統計の新規開発

知的財産関連の貿易収支を取り扱う既存指標として国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」がある。知的財産権使用料収支は取引類型のうち使用料のみ集計しているだけで売買取引額は含まれていない。一方、技術貿易統計は知的財産権のうち特許とデザイン権、商標権のみが含まれており、著作権取引額は反映されていない。両統計の発表時期も1年以上差がある上に、把握できる情報量も限られる。結果的に両統計から得られる知的財産権分野の収支が異なるため、政府や企業の知的財産戦略の樹立に少なくない混乱を生じさせ、知的財産政策のニーズに対応することに限界があることが指摘された。

<表 I - 1 - 4> 知的財産関連貿易収支統計別の概念比較

| 知的財産<br>の類型   | 知的財産権使用料の<br>収支 | 技術貿易収支     | (新規)知的財産権貿易収<br>支 |
|---------------|-----------------|------------|-------------------|
| 特許・実<br>用新案権  | 使用料(○)          | 使用料(○)     | 使用料(○)            |
|               | 販売・購買額(X)       | 販売・購買額(○)  | 販売・購買額(○)         |
| (産業)デ<br>ザイン権 | 使用料(○)          | 使用料(○)     | 使用料(○)            |
|               | 販売・購買額(X)       | 販売・購買額(○)  | 販売・購買額(○)         |
| 商標権           | 使用料(○)          | 使用料(△*)    | 使用料(○)            |
|               | 販売・購買額(X)       | 販売・購買額(△*) | 販売・購買額(○)         |

|             |           |           |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 著作権及び著作権隣接権 | 使用料(○)    | 使用料(X)    | 使用料(○)    |
|             | 販売・購買額(X) | 販売・購買額(X) | 販売・購買額(○) |

\*製造法など技術知識の移転を伴う商標の取引及びライセンスのみ技術貿易収支に反映

そこで、特許庁は全類型の知的財産権を反映した取引実態を具体的に把握できる統計を算出するため、「統計庁 - 韓国銀行 - 文化体育観光部」間の相互業務協議を経て統計項目の分類体系を構築(2014年7月)した。「知的財産権貿易収支」統計は貿易収支の赤字改善に向けた具体的な知的財産戦略の樹立が可能になるよう、知的財産権の対外貿易現状を知的財産権類型別、機関形態別、産業別、取引国家別に区分・編成し、2回にわたる試験編成結果(2014.12)を算出した。このような取り組みによって知的財産権貿易収支をより精密に分析できる基盤が構築された。

#### ロ. 「知的財産権貿易収支」統計作成体系の整備

特許庁は信頼性・客観性のある知的財産貿易収支統計が算出できるよう統計作成及び分析のための制度及びシステムの整備に取り組んだ。まず、韓国銀行から知的財産関連の外国為替取引資料を安定的に入手するための根拠規定(知識財産基本法第31条の2)を設けるため、国家知識財産委員会に法改正案を設けて提供した。また、情報利用者の便宜を図るため、知的財産権貿易収支統計情報が検索条件によって自由に照会できるよう韓国銀行と統計公表方法を確定し、韓国銀行経済統計システム(ECOS)の画面構成整備案を2014年12月設けた。

該当統計がECOSを通じて国際収支統計の附属統計として公表される場合、知的財産権貿易収支統計のアクセシビリティが高まるのはもちろん多角的な知的財産権貿易収支の分析が可能になる。

#### ハ. 「知的財産権貿易収支」の活用強化

産業別・国家別の知的財産戦略樹立を支援するためには「知的財産権貿易収支」統計と関連する多様な分析が先行されなければならない。例えば、産業別・国家別特許登録件数と知的財産貿易収支間の関係を検討・分析して知的財産戦略の樹立及び貿易収支改善政策に活用できる。そこで、特許庁は『知的財産権貿易収支の統計分析報告書(仮題)』を通じて国家別・産業別、産業別・知的財産類型別など知的財産権貿易収支の統計に対して多様な交差分析サービスを提供する計画である。

### 3. 評価及び発展方向

知的財産権貿易収支の統計が新たに作成されれば、特許、デザイン、著作権など包括的な範囲の知的財産権の使用料、販売額、購買額など多様な取引形態による貿易収支の動向を一目で把握することができる。該当統計は韓国銀行の外国為替取引実績資料を基に調査・分析した統計であり、信頼性及び客観性が担保できるだけでなく、産業別・貿易国家別に知的財産権の貿易収支に対する体系的な分析情報を提供することで知的財産権貿易収支赤字の原因分析及び知的財産権の競争力強化に向けた戦略の樹立に貢献できると見られる。今後「知的財産権貿易収支統計」の安定的な運営を通じて該当統計の活用度が確認できれば、OECD、IMF、WIPO など国際機関に国際統計として提案する方法も考慮する必要があると見られる。

## 第2章 知的財産分野における国内外の動向

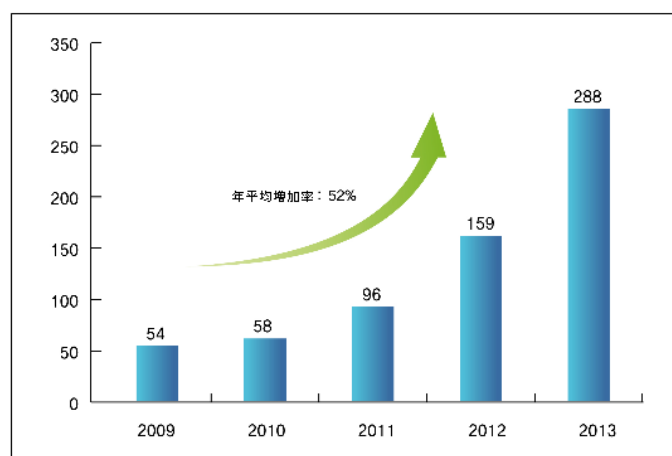
### 第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 チョン・イルナム

2011年4月米国カリフォルニアのサンノゼ(San Jose)連邦地方裁判所で始まったサムスンとアップル間における知的財産権の紛争は翌年世界9カ国13の裁判所に拡大・本格化したことで、特許はもちろん外観デザインやユーザー環境、アイコンの形などの知的財産を保有する企業が産業主導権の確保に有利であることを国内外企業のみならず一般国民も認識するきっかけとなった。

保有する特許を活用する上で製品やサービスは供給せず、ライセンス交涉及び訴訟を通じて特許権のみ行使するNPEs(Non Practicing Entities)の活動も持続的に増加しているため、韓国企業に対する訴訟も増えつつある。特に、2009年以後5年間NPEsが国内企業を相手に提起した特許侵害事件は計655件で、年平均52%の増加率を記録し、携帯電話・半導体など電子分野中心から自動車重工業、ゲームソフトなど多様な業種にその影響力を広げていると同時に、大企業から中小・中堅企業にまで影響力を拡大しているため、国内企業の輸出拡大の足枷となり得る危険性があると分析されている。

<図 I - 2 - 1> 最近5年間NPEsの韓国企業に対する訴訟提起の状況



\* 出処：知的財産保護協会 NPEs 動向報告書

また、知的財産権を活用して収益を最大化する現象が増えるにつれ、国家間・企業間の知的財産権をめぐる銃声なき戦争の時代が到来している。かつて保護貿易の主な手段であった反ダンピング提訴の比重が減り、特許侵害を根拠にした輸出入禁止（水際措置）が強化されたのである。米国の場合、反ダンピングを通じた貿易制裁は1998年以降年平均約2%ずつ減少しているが、特許侵害を根拠とする輸入禁止決定は急激に増加して年平均15%ずつ増加している。

このようにかつて研究開発による副産物または技術を保護するための防御手段としての資産として認識された知的財産が、もはやビジネスのための必須条件であり、ライセンス、売却、訴訟、ベンチャー投資など独自の収益を生み出す核心資産として看做されている。

韓国政府もこのような国内外における政策環境の変化に積極的に対応し、個人と企業の知的財産が効率的に創出－保護－活用され、新しい成長エンジンを生み出し、最終的には経済的な付加価値と雇用につながる知的財産基盤の創造経済生態系を造成すべく取り組んできた。

## 1. 国内動向と知的財産政策の推進方向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続的に増加傾向にある。

2014年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計434,047件で2013年430,164件に比べて0.9%増加し、そのうち特許の場合前年比2.8%増加した210,292件が出願されて21万件を超えるなど、産業財産権及び特許出願の件数はともに世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発（R&D）など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りするための努力の結果で

あると分析できる。

＜表 I - 2 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

(件、())は前年同期比増加率%

| 区分   | 特許      |        | 実用新案   |         | 商標      |        | デザイン   |        | 合計      |        |
|------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 2009 | 163,523 | (△4.2) | 17,144 | (△1.5)  | 103,433 | (3.4)  | 57,903 | (2.0)  | 342,003 | (△0.8) |
| 2010 | 170,101 | (4.0)  | 13,661 | (△20.3) | 108,324 | (4.7)  | 57,187 | (△1.2) | 349,273 | (2.1)  |
| 2011 | 178,924 | (5.2)  | 11,854 | (△13.2) | 123,814 | (14.3) | 56,524 | (△1.2) | 371,116 | (6.3)  |
| 2012 | 188,305 | (5.2)  | 12,422 | (4.8)   | 132,517 | (7.0)  | 63,135 | (11.7) | 396,379 | (6.8)  |
| 2013 | 204,589 | (8.3)  | 10,968 | (△11.7) | 147,667 | (11.4) | 66,940 | (6.0)  | 430,164 | (8.3)  |
| 2014 | 210,292 | (2.8)  | 9,184  | (△16.3) | 150,226 | (1.7)  | 64,345 | (△3.9) | 434,047 | (0.9)  |

\*2013年以後は出願書の受付基準である。

韓国特許庁が受付したPCT<sup>7</sup>国際出願も毎年持続的に増加し、2014年は13,138件で2013年の12,439件に比べて5.6%増加し、出願件数において米国、日本、ドイツ、中国の次に多かった。また、外国人によるPCT国際調査申請件数の増加によって2014年に韓国特許庁に申し込まれた国際調査は計30,160件で、2013年の29,531件に比べて2.1%増加した。

これは海外で特許権を確保するための韓国企業、研究所、大学などの持続的な努力であると共に、韓国特許庁の審査品質に対する国際的な評価の向上、PCT国際出願説明会の実施、主要出願企業への訪問及び専用ホームページの運営などを通じた広報努力が功を奏したためであると分析できる。

＜表 I - 2 - 2＞主要国における産業財産権の出願状況

＜主要国の産業財産権の推移＞

＜主要国のPCT国際特許出願の推移＞

<sup>7</sup> Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約



(千件、前年比増加率%)

| 区分  | 2011  | 2012  | 2013  | 増加率        |
|-----|-------|-------|-------|------------|
| 中国  | 3,022 | 3,671 | 4,226 | 15.1       |
| 米国  | 840   | 889   | 950   | 6.9        |
| 日本  | 489   | 507   | 484   | △4.5       |
| 韓国  | 371   | 397   | 430   | <b>8.3</b> |
| ドイツ | 201   | 199   | 200   | 0.5        |

\* 出処：各国年報

(件、前年比増加率%)

| 区分  | 2011   | 2012   | 2013          | 増加率        |
|-----|--------|--------|---------------|------------|
| 米国  | 49,112 | 51,643 | 57,239        | 10.8       |
| 日本  | 38,875 | 43,660 | 43,918        | 0.6        |
| ドイツ | 18,852 | 18,764 | 17,927        | △4.5       |
| 中国  | 16,402 | 18,617 | 21,516        | 15.6       |
| 韓国  | 10,447 | 11,847 | <b>12,386</b> | <b>4.5</b> |

\* 出処：WIPO PCT Yearly Review, 2014.7

2012年度GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な面で特許生産性は世界最高水準を維持している。但し、R&D投資対比特許生産性の面で中国が韓国にほぼ近づいていることが分かる。

#### <図 I-2-2> 主要国の特許生産性(2012年基準)

GDP10億\$当たり内国人の特許出願件数

R&amp;D100万\$当たり内国人の特許出願件数

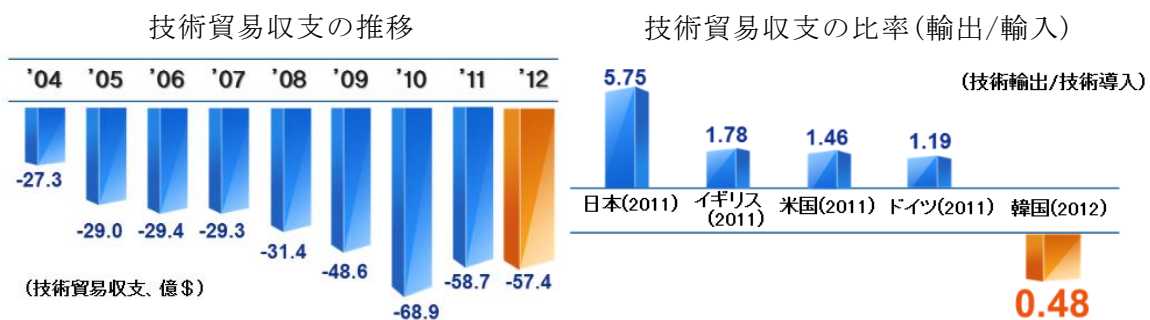


\* 出処：WIPO, 2013年

\* 出処：WIPO, 2013年

このような産業財産権の量的成長にもかかわらず、産業財産権の活用度を示す技術貿易収支はその赤字規模が未だに大きく改善されておらず、技術貿易収支比率はOECD国家のうち最下位圏に属している。

<図 I -2-3> 韓国の技術貿易の現状



\*出処：国家科学技術審議会、2013年

\*出処：OECD(経済協力開発機関), 2012年

そこで核心・源泉技術とそれに基づく知的財産を確保するためには政府の戦略的な資及び支援のみならず、一般国民の知的財産に対する認識を高めることが必ず必要である。

## 第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

### 1. 知的財産分野の国際動向

韓国は先進国の後を追っていく形の経済成長戦略を通じて高度成長を成し遂げたが、2007年以後平均国民所得2万ドル水準に止まっており、低成長基調の固着や雇用なき成長などの経済ジレンマに陥っている。韓国政府はこのような危機を乗り越えて先進経済に跳躍するための新しい戦略として「創造経済」を提示し、関連政策を展開している。創造経済とは、想像力と創意性、科学技術に基づく経済運営を通じて新しい成長、新しい雇用を創り出す国家発展戦略である。このような創造経済戦略の推進に成功するためにはアイデアを企業の競争力につなげる媒介として作用する知的財産の役割が何より重要である。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。米国は2010-2015知的財産戦略計画に引き続き2014-2018知的財産戦略計画を発表した。今回の2014-2018知的財産戦略計画は既存の2010-2015知的財産戦略計画が満了する前に樹立されたもので、2011年に改正された米国特許法(AIA、AMERICA INVENTS ACT)の制定以後変化した周辺環境を反映し、これまで一途に推進してきた米国の特許改革への取り組みの成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。

主な内容を見ると、2010-2015戦略計画の成果を基に特許と商標の審査期間及び審査品質を最適に管理し、国内外の知的財産権に対する認識向上及び保護強化を通じたグローバルリーダーシップの拡大などが盛り込まれている。

日本は2013知的財産政策ビジョンを発表し、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、

中小・ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、知的財産推進計画2014を発表し、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援などを重点施策として策定した。日本は自国企業のイノベーションを促すため、職務発明制度の改善も本格的に検討している。最近現行の職務発明制度が日本企業の産業競争力を低下させる障害要因となっているという産業界の意見に対応して、教授、弁護士・弁理士など専門家20人が参加する「特許制度小委員会」を構成し、職務発明制度に対して従業員発明の法人帰属化または使用者と従業員間の契約に委ねる方策などに対して検討している。

中国は知的財産権制度を国際レベルに調和させて中国法体系の不確実性を取除き、世界最大の知的財産権出願国というタイトルに相応しい国際的なプレゼンスを高めるため、持続的な努力を傾けている。中国の改正商標法が2014年5月1日付で施行されたが、その主な内容を見ると、商標出願人の便宜を図るため音商標の導入、電子商標出願の実施、有名商標の保護強化、商標異議申出主体の明確化などである。また、急増する知的財産権紛争事件に効率よく対応するべく、北京、広州、上海の3カ所に知的財産権専門裁判所を設置した。2014年6月には知的財産部門の信用構築に向けた「社会信用体系建設計画要綱(2014～2020)」を発表し、12月には知的財産強国の建設を目指した「国家知的財産権戦略深化実施工動計画(2014～2020)」を発表した。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO<sup>8</sup>/TRIPS<sup>9</sup>体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気

---

<sup>8</sup> World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

<sup>9</sup> Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラスアプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかこうとする国家間の競争と努力はWIPO<sup>10</sup>とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

各国の知財権競争は産業財産権出願の大幅な増加という結果をもたらした。特許の場合、2013年全世界の出願は約257万件で前年比9%増加しているが、2009年経済危機によって出願量が減少して以来2010年7.6%増加、2011年8.1%増加を超え、2014年にもこのような増加傾向は続くものと見られる。このような増加は各国の審査物量の増加に繋がり、全体出願のうち約40%が複数の国家に共通出願される重複出願であると推測されたため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、PPH)制度はこのような国家間審査協力(Work Sharing)の努力が具体的な成果につなが

---

<sup>10</sup> World Intellectual Property Office(世界知的所有権機関)：加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

った代表例である。2014年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む21カ国と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

国家間審査協力の必要性はIP5<sup>11</sup>という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2014年韓国の釜山で開かれた第7回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを開通し、IP5国家間審査協力(Work Sharing)努力の一環として2014年からIP5-PPH施行に合意してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度を利用できるようにしたことが挙げられる。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

## 2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。

何よりも海外知財権保護環境の改善に努力を傾ける必要がある。韓国企業の海外進出が多様化していることから知的財産協力の対象国及び協力分野を拡大すると共に、

---

<sup>11</sup> Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

海外紛争が発生した際には迅速な対応体系を構築して海外進出企業を支援し、多国間協力においても対応力を強化する必要がある。そのためには主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を作る必要がある。また、特許審査ハイウェイの対象国を持続的に拡大する一方、制度統一を通じてユーザーの利便性を高めるために多国間特許審査ハイウェイの議論に積極的に参加する必要がある。FTAなどを通じた新興国、途上国との貿易交渉を通じて海外知的財産権の保護基盤作りの努力が求められる。

また、グローバル知的財産システムの改善に向けた取り組みにも積極的に参加する必要がある。WIPO、WTO、APEC<sup>12</sup>など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。特許法の調和、PCT制度の改善、商標・デザイン分野国際条約への加盟、デザイン法条約の採択などがこのような努力が求められる代表的な分野である。

最後に知財権模範国家として先進国と途上国間で存在する知財権格差(IP-Divide)の解消にも関心を持たなければならない。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際的な知的財産シェアリング事業を拡大し、特許技術を活用した適正技術の普及、途上国の農村地域のための1村1ブランド活動の拡散、WIPO韓国信託基金を活用した支援事業なども充実に推進していかなければならない。

---

<sup>12</sup> Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力)：加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

### 第3章 特許行政の戦略体系

#### 第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 チョン・イルナム

今や世界は新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が国家と企業の競争力を左右しているため、このような知的財産を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要先進国は核心・源泉・標準特許の確保に国の力を集中させる一方、政府レベルで強力な知的財産保護政策を推進している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、知的財産に基づく創造経済の実現というビジョンとそれを実現するための政策方向を定めた。

<図 I-3-1> 2014年度業務推進方向





## 第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

### 1. 知的財産権創出システムの革新

迅速かつ安定的な知的財産権の確保は企業の投資に対する意思決定や技術商用化に直結するため、特許庁は審査・審判処理期間の短縮を通じてアイデアの迅速な権利化を支援し、業務プロセスの改善と品質管理を通じて高品質の特許創出を支援した。そして、市場や顧客のニーズの変化とグローバル知的財産規範を反映するとともに、高品質の知的財産権が創り出せる知的財産権制度を構築するために取り組んできた。一方、増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、政府が推進する研究開発の全過程に知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・源泉・標準特許の創出を誘導して知的財産権創出システムの革新を推進した。

### 2. 知的財産及びアイデアの保護の強化

国民の知的財産権尊重に対する認識を高めると同時に不十分な知的財産権保護体系を改善するため、偽造商品に対する取締り執行力を強化すると共に、消費者キャンペーン・教育・広報などを実施し、職務発明補償の優秀企業認証制度の施行を通じて正当な補償体系を強化した。また、営業秘密に対する保護を強化するとともに、商標ブローカーの根絶方策を樹立することで、公正な競争秩序の確立に向けた知的財産保護環境作りに取り組んだ。一方、急増する国際知的財産権紛争に韓国企業が対応できるように紛争予防コンサルティングと訴訟保険費用を支援し、知的財産権紛争対応協議会を構成するとともに海外知的財産センター(IP-DESK)も拡充した。そして、アイデアの保護範囲を拡大し、自律的な保護環境を作ることで知的財産とアイデアに対する保護を強化した。

### 3. 中小企業などの知的財産活用能力の向上

増えつつある技術貿易収支の赤字を改善するため、競争力のある知的財産権の創出のみならず、創出された知的財産権が経済的・産業的に高い付加価値を生み出すよう

にすることが喫緊の課題である。そこで、特許庁は中小企業が知的財産が事業化できるように支援するため、中小企業を対象にオーダーメイド型知的財産活用戦略の樹立・取引を支援する一方、産業銀行・技術保証基金・ベンチャーキャピタル、民間市中銀行などと協力して知的財産の価値に基づいた金融を拡大した。また、知的財産戦略コンサルティングと他機関との事業連携支援を通じてIPスター企業を知的財産基盤の隠れチャンピオンになれるよう支援した。また、中小企業庁との協力の下で大学・公共研究機関の有望技術を産業界に移転させて事業化を促進し、国内知的財産サービス業の競争力を強化するために知的財産サービス専門会社を指定して民間資格検証制度を導入するなど、知的財産サービス産業を育成するために取り組んだ。

#### 4. 国民をより幸せにするための知的財産行政サービスの提供

知的財産行政サービスに対する国民のニーズが多様化していることを受け、顧客オーダーメイド型知的財産行政サービスを提供するため、顧客サービス改善総合計画を樹立・推進した。また、社会的弱者に対する無料弁理相談サービスと審判・訴訟を支援する一方、個人と中小企業などの権利維持負担を減らすため手数料体系の合理化方を講じるとともに、安定的な権利維持のために出願と登録制度を改善した。そして、国内外知的財産環境の変化に対応するとともに国際知的財産規範を国内特許法令に反映するため外国語特許出願を許容し、消滅した特許権の回復要件を緩和する特許法の改正や零細商人などを保護するための商標法改正も推進した。さらに、知的財産情報を普及して流通インフラを構築するため、知的財産情報を持続的に拡充した。

#### 5. 知的財産人材養成及びグローバルリーダーシップの強化

企業と市場から求められる知的財産人材を体系的に養成するためIP経営レベルアッププログラムを全面改編するなど中小企業を対象にする出前教育を拡大し、弁理士法の全部改正を推進して弁理士の専門性と公共性を強化するために取り組んだ。また、全国市・道の教育庁と業務協約(MOU)を締結して発明教育拡散協力体系を構築するなど発明人材を早期に発掘・育成する一方、女性と軍兵士に対する知的財産オーダーメイド型教育などを提供した。

そして、海外で韓国企業を保護するために特許審査ハイウェイの対象国を拡大し、米国・日本・ヨーロッパ・中国などと分野別協力を通じて知的財産権の海外保護を強化した。一方、途上国の知的財産情報化システムの構築を支援するとともに、該当国に適用可能な適正技術を発掘・開発することで生存にかかわる問題の解決を支援するなど知的財産の格差を解消し、知的財産分野で行政韓流を作り出すために努めた。

## 6. 規制改革及び公共機関の改革

規制改革に対する発想の転換を通じて国民の立場から規制改革の課題を発掘・評価した。規制改革国民陪審員団の運営、国民公募制などを通じた登録規制を全面再検討して8件の規制を廃止するなど50の規制改革課題を発掘・推進する一方、官・民及び省庁協業を強化し、迅速な推進に向けた法律と施行令の同時改正及び他省庁所管法令の早期改正を施行した。傘下機関の経営効率を高めるための正常化計画を樹立・履行し、経営評価体系を改編した。具体的には過剰な福利厚生制度を改善するために機関別に放漫な経営を正常化する計画を樹立した後モニタリングを通じて履行課題を早期に策定完了した。また、事業中心の評価から機関の経営全般に対する評価体系に改編し、機関長の経営協約と経営評価を連携させることで責任経営を強化した。